

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 9 号
件 名	(株) 安藤忠雄建築研究所との随意契約による損害金5,000万円の超過支出(推計)について
要 旨	<p>(株) 安藤忠雄建築設計研究所に対し、葛塚中学校舎設計監理業務費として支払った金1億5,000万円のうち、金5,000万円は不当に多く市民に与えた損害である。その理由は建築係長の起案書1枚に、会田教育長、竹内松治収入役、桑野誠司郎助役が順次承認印を押し、小川竹二市長が最終決裁して、一連の随意契約が締結されて支払われた地方自治法施行令第167条の2(随意契約)違反による執行行為である。</p> <p>これは社会的法益の侵害であり、推計される超過支出金5,000万円の損害を市民に与えた犯罪行為と言える。</p> <p>その告発陳情を受けながら、新潟市議会文教経済常任委員会が看過黙殺したことは、市民から負託されている立法、財政、監視のうち、監視権限に係る執行機関に対する監督監視権限の放棄に等しい。</p> <p>その陳情事件は、執行機関総括代表者小川竹二の作為が構成されているから、議会の黙認採決は単なる看過に終わるものではなく、執行権者の犯罪行為をあえて支援したものと解釈して問題提起する。</p> <p>文教経済常任委員会(平成22年12月14日)での陳情説明直後に行われた質疑で、教育委員会施設課長の返答は違法行為の要点を避けた内容である。</p> <p>施設課長の威厳ある返答に対して、その真意または疑義をただすべく言及が全くなかったことは、文教経済常任委員各位に効率的公金使用の意欲に乏しく、法令遵守を追及すべく執行機関への挑戦意識の欠如に失望を感じる。市民の利益を守るべく高い社会正義感が要求されるものである。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	平成23年2月23日 文教経済常任委員会
受 理	平成23年2月18日 第587号

随意契約の理由に関する北区長の説明責任について、「施行令第167-2の法令「その性質又は目的が競争入札に適しない」として随意契約を締結した適法な執行である旨説明した」と回答するが、「その性質又は目的」が何なのかという説明を求めているもので、アカウンタビリティ（合法性、節約性、能率性、有効性ほか）は全く果たされたとは言えない。

随意契約は現在においても締結していると回答しているが、法律第97号「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に認められた「新潟市建築設計協同組合」と随意契約を行っているもので、特定の設計業者との契約ではない。

したがい設計業者との直接契約の本件とは全く異なり、本件事件の違法性を払拭する理由には当たらない。

施設課長は、最高裁判例に所管担当者の合理的な「裁量判断」によって随意契約の締結は可能と判示されているから、本件随意契約も正当であるとの主張であるが、その最高裁判例は、福江市における老朽化したごみ処理施設にかわる建設契約であり、数社から見積もりを取り、契約の目的、内容に照らし、資力、信用、技術経験と目的の究極的な達成及び利益の増進につながると協議が重ねられて、その上で合理的に判断された場合に裁量判断として随意契約も相当と判断するとの最高裁判例（昭和62年3月20日，昭57（行ツ）74号）である。

本件の（株）安藤忠雄建築研究所との設計監理契約は、所管建築係長の起案書1枚だけで小川竹二市長が最終決裁して、一連の設計監理業務委託が契約締結されたもので、業者選定に係る一切の検討は行われていない。

したがい、施設課長が示す最高裁判例は、本件事件との類似性は皆無であり、随意契約を選択すべき裁量権の主張理由には当たらない。

葛塚中学校舎の設計監理業務委託費の妥当金額について、平成23年2月10日、施設課長の協力のもと、同じ目的の設計監理業務委託金額の実績をピックアップし、葛塚中学校舎のそれと修正条件はほとんどないことなど精査して、本件業務委託金額は約1億円が上限とした金額が推定妥当金額と算定された。

（株）安藤忠雄建築研究所に支払われた設計監理業務委託随意契約金1億5,000万円は、推計妥当性金額を50%上回るもので、市民の公金5,000万円が違法な随意契約によって多く支出されたことになる。

また、小川竹二市長は随意契約締結の前後4年以上にわたって（株）安藤忠雄建築研究所と飲食をともにする疑義ある市長交際費が支出されている。

（次項につづく）

陳情第59号

随意契約の制限が法令で定められた趣旨は、公正の確保、公金使用の効率だけでなく、委託契約の透明性を確保することで、契約者側の不正行為、背任、贈収賄などの違法行為を防止することが担保されている。

本件陳情事件は、その法令を侵し、地方公共団体の財政に多額の損害を与えたものである。

ゆえ、地方自治法第100条の2（専門的事項の調査）に基づく事実究明と、同法第125条（採択請願の送付及び報告の請求）に基づいた執行機関に対する監督監視の遂行を陳情する。